

令和6年度 第10回全体庁議（1月30日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(12) 宿泊税の制度概要について[経済部、政策推進部]
----	-------	--------------	------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

宿泊税導入に向けた基本的な考え方について、11月の経済文教委員会への報告後、制度の導入に向けた帯広市における宿泊税の制度概要について整理したことから、令和7年2月6日の経済文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 宿泊税導入の目的**
地域の魅力を活かした付加価値の高い観光コンテンツの提供、宿泊・交通サービスの確保・充実、多言語対応等の受入環境整備などに取り組み、持続可能な観光振興を推進する必要がある。
このため、観光振興施策の受益者である宿泊者に、一定の負担を広く求める「宿泊税」を導入することで、持続的・安定的な財源を確保し、地域ならではの魅力を活かした観光政策に取り組み、にぎわいのあるまちの実現を目指す。
- 2 制度概要**
課税客体～帯広市に所在する旅館・ホテル、簡易宿所、民泊への宿泊行為
納税義務者～宿泊料を伴う宿泊をした者
税率～宿泊者1人1泊につき200円
徴収方法～宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収
免税点～なし
課税免除～修学旅行等の学校行事や保育所・認定こども園等が行う行事に参加する者及びその引率者
その他～条例の施行状況等を踏まえて、5年ごとに改正の検討を行う
宿泊税は商工観光振興基金において管理する
- 3 税収見込額(税収規模)**
約2億円～2億5,000万円／年(宿泊客延数の実績から試算)
- 4 宿泊税の活用の考え方**
帯広市における観光の現状や検討委員会からの提言、市内宿泊事業者等との意見交換などを踏まえ、3つの方針に基づく事業に宿泊税を活用する。
- 5 3つの方針に基づく取り組み**
 - (1)観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実
 - (2)地域資源の魅力向上
 - (3)持続可能な観光振興

■ 今後のスケジュール

- ・令和7年2月6日 経済文教委員会へを報告
- ・令和7年2月 定例会へ宿泊税条例（案）を提案
- ・令和7年3月 総務大臣協議（3か月程度）
- ・令和7年4月 宿泊税導入に向けた準備（賦課・徴収システムの構築等）
- ・令和7年7月 特別徴収義務者への宿泊税徴収事務説明会
- ・令和8年4月 宿泊税導入

■ 審議結果

- ・同内容で、2月6日経済文教委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし。